

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	男女参画課 (自然保護課 保健福祉課 健康増進課 子育て支援課 障害福祉課 産業政策課 産業創出課 観光交流課 森林整備課 文化振興課 保健スポーツ課 漁港課 都市整備課)
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律(平成15年6月13日公布、同年9月2日施行)
【改正の概要】	
<p>1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 指定管理者制度を導入する公の施設(17施設)を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 愛媛県県民文化会館 愛媛県生活文化センター 愛媛県女性総合センター 愛媛県宇和海自然ふれあい館 愛媛県総合社会福祉会館 ファミリーハウスあい 愛媛県母子福祉センター 愛媛県立愛媛母子生活支援センター 愛媛県身体障害者福祉センター 愛媛県障害者更生センター 愛媛県視聴覚福祉センター 愛媛国際貿易センター 愛媛県植物くん蒸所 テクノプラザ愛媛 愛媛県産業情報センター 愛媛県物産観光センター えひめ森林公園 </div> <p>2 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正 指定管理者の指定の手續について規定する。(管理の基準及び業務の範囲は個別条例で対応)</p> <p>(1)〔申請〕 申請書に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、指定期日までに提出</p> <p>(2)〔選考基準〕 管理の業務を適正かつ確実に行うことができるもの〔必要条件〕 施設の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるもの〔比較条件〕</p> <p>(3)〔公表・公示〕 申請手續についてはあらかじめ公表する。 指定管理者の指定又は取消したときは遅滞なく公示する。</p> <p>(4) 指定管理者制度を導入する教育機関 ・愛媛県武道館</p> <p>3 愛媛県漁港管理条例の一部改正 漁港施設管理委託制度の廃止</p> <p>4 愛媛県立都市公園条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定の手續、管理の基準及び業務の範囲について規定する。 ・ 県立都市公園(道後公園、総合運動公園、南予レクリエーション都市公園)については、すべて指定管理者制度を導入 <p>指定管理者の業務及び権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園を管理すること。 ・ 公園の利用の許可に関すること。 ・ 利用料金の収受に関すること。 ・ 公園の施設の利用の促進に関すること。 ・ 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。 <p>利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の収入とする。 ・ 利用料金の上限額は、従前の使用料の額の上限額の1.5倍の額を上限額として規定 <p>利用許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立都市公園内の有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 	
施行日	平成18年4月1日施行(1、2(指定管理者制度導入規定部分)4(指定管理者制度導入及び管理基準等規定部分)) 公布日施行(2(指定手續規定部分)、3、4(指定手續規定部分))
【その他参考事項】	
既指定管理者制度導入の公の施設 (3施設)	
県管理漁港施設(2漁港)	・愛媛県体験型環境学習センター ・えひめこどもの城 ・愛媛県在宅介護研修センター
県立都市公園管理受託者	・佐田岬漁港 ・本浦漁港 ・道後公園 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター ・総合運動公園 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団(動物園以外) 財団法人愛媛県動物園協会(動物園) ・南予レクリエーション都市公園 南レク株式会社